

これまでの島根県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の概要

【第1期】平成9年3月策定（期間：平成9年3月から平成14年3月）

【基本的方向】

（1）雇用管理の改善

雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件確保等に努める

（2）事業の合理化の促進

森林の流域管理システムの推進の中で、事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入、路網等の整備を一体的かつ総合的に進める

（3）林業労働力確保支援センター等支援体制の整備

市町村・関係団体と一体となって体制整備を進める。また、「(財)島根県みどりの担い手育成基金」と連携し、研修等の支援を進める

（4）事業主の改善措置の認定の促進

事業主に対して改善措置計画の作成と認定申請を進める

林業労働力確保支援センターを通じて各種支援措置を効果的に実施する

【第2期】平成14年3月策定（期間：平成14年4月から平成23年3月）

【基本方針】

（1）新規就業者の確保

林業就業者の高齢化に伴い退職者の増加が見込まれることから、毎年100名程度の新規参入者を確保する市町村と連携し、U・Iターン新規参入者の定住対策を念頭に置き定着率の向上を目指す

（2）林業事業体の育成強化

森林組合については広域合併を一層推進し、最終的には県内4森林組合を目指し経営基盤の強化を図る

また、すべての森林組合を認定事業体として育成する

素材生産事業体については、生産規模5,000立方メートル以上の大規模化を図る

民間の認定事業体数を26事業体として育成する

（3）基幹となる林業従事者の育成

現在1,000人(H11)の通年就業者を1,300人(H22)に増加させ、中核的に森林管理の働き手として育成する

また、意欲のある林業後継者の技術向上を図り、地域林業のリーダーとして育成する

[第3期]平成23年3月策定（計画期間：平成23年4月から平成33年3月）

【基本方針】

（1）事業量の安定的な確保

小規模で分散した森林を集約化し、森林所有者に対して具体的に施業内容や経費等を提案・説明する森林施業プランナーを養成し事業量の確保を図る

（2）新規就業者の定着率の向上

林業従事者の将来不安を解消するために給与体系の月給化、年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくり等、他産業並みの労働条件の確保に努める

林業従事者が働きがいを感じて仕事を進めるために、統一カリキュラムにより段階的かつ体系的なキャリアアップを支援する

研修修了者が適正な処遇を受けられるよう、登録制度や人事管理マニュアルを作成する

労働災害撲滅に向けて、災害発生要因と対策の共有、リスクアセスメントの導入等、各種研修を充実させる

（3）林業事業体の経営安定化

集約化した森林において森林作業道等の路網を整備し、効率的な高性能林業機械の稼働により低コスト作業システムを実践し、労働生産性の向上を図る

生産した木材をより高く販売するために、木材市場の動向に応じた採材や木材評価等の研修により経営感覚を持った林業技術者を育成する

中小企業診断士等の専門家による経営指導を進め、中長期的な経営ビジョンの作成を進める

（4）新規林業就業者の確保と育成

支援センターによる窓口相談や林業就業支援講習等により就業希望者への支援を継続的に実施する

全国唯一の全額償還免除制度のある林業就業促進資金を活用し、林業就業者を確保する

（5）指導者の確保と育成

経営感覚を持った技術者を育成するために、知識と技術の両面において豊富な経験を持った指導者名簿を作成し、円滑な研修実施を図る